ホ　根太及び下地を木材又は鉄材で造り、その表側の部分に防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のものに限る。）が設けられ、かつ、その裏側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十六ミリメートル以上のものに限る。）が設けられたもの

第四　はりの構造方法は、次に定めるもの（第二号ニ及び第三号ニに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一　（略）

二　令第百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイからニまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ～ハ　（略）

ニ　鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあっては六・一以上、その他のものにあっては六・七以上のH形鋼に限る。）に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの

(1)　厚さが四十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・三五以上のものに限る。）

(2)　厚さが四十七ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・一五以上のものに限る。）

（新設）

第四　はりの構造方法は、次に定めるもの（第三号ニに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一　（略）

二　令第百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ～ハ　（略）

三　令第百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイからヘまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ～ハ　（略）

ニ　鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあっては六・一以上、その他のものにあっては六・七以上のH形鋼に限る。）に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの

(1)　第二第三号ニ(1)又は(2)に該当するもの

(2)　厚さが二十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が〇・一五以上のものに限る。）に限る。）

ホ　第二第三号ヘに定める構造

ヘ　（略）

第五　令第百七条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造（第六号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とすることとする。

一～五　（略）

六　下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋内側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が二十七ミリメートル以上のものに限る。）が設けられたもの

三　令第百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ～ハ　（略）

ニ　鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあっては六・一以上、その他のものにあっては六・七以上のH形鋼に限る。）に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの

（新設）

ホ　（略）

第五　令第百七条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造とすることとする。

一～五　（略）

（新設）